

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 平成26年2月28日（金）午前10時00分～午前11時41分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

小島会長、片谷第一部長、田中正 第二部長、木村委員、黒田委員、興水委員、小堀委員、田中修三 委員、寺島委員、中杉委員、西川委員、野部委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員、守田委員、義江委員

■議事内容

1 諮問

(1) 「川口土地区画整理事業」環境影響評価方法書

⇒ 会長の指名により第二部会へ付託。

(2) 「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により第一部会へ付託。

(3) 「（仮称）TGMM芝浦プロジェクト」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により第一部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価方法書	・川口土地区画整理事業	平成 26 年 1 月 10 日
2 環境影響評価調査計画書	・町田市資源循環型施設整備事業	平成 26 年 2 月 7 日
3 環境影響評価書案	・光が丘清掃工場建替事業	平成 26 年 2 月 12 日
	・(仮称) TGMM芝浦プロジェクト	平成 26 年 2 月 14 日
4 環境影響評価書	・(仮称) 立川立飛商業施設計画	平成 26 年 2 月 10 日
5 事後調査報告書	・赤羽台団地建替事業(工事の施行中その3)	平成 26 年 2 月 6 日
	・(仮称) 芝浦一丁目計画(工事の施行中その1)	平成 26 年 2 月 18 日
	・(仮称) 新滝山街道(八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼)建設事業(工事の施行中その12)	平成 26 年 2 月 20 日
	・練馬清掃工場建替事業(工事の施行中その3)	平成 26 年 2 月 18 日
6 変 更 届	・(仮称) 大久保三丁目西地区開発事業	平成 26 年 2 月 13 日
	・豊洲新市場建設事業	平成 26 年 2 月 14 日
7 着 工 届 (事後調査計画書)	・都営辰巳一丁目団地建替事業	平成 26 年 1 月 31 日
8 完 了 届	・(仮称) トッパン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業	平成 26 年 1 月 31 日
	・豊洲・晴海地区の水際線埋立事業	平成 26 年 2 月 14 日

9 そ の 他 〔 条例第 90 条に基づく報 〕	・都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業【法アセス】	平成 26 年 2 月 18 日
------------------------------	---	------------------

平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会

速 記 録

平成26年2月28日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○木村環境都市づくり課長 おはようございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち、17名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、平成25年度第11回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 傍聴人の方は、傍聴希望案件が終了次第、退席されても結構です。よろしく申し上げます。

ただいまから、平成25年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問3件及び受理報告を受けることにいたします。

まず、諮問案件につきまして、事務局から御提案をよろしく申し上げます。

○木村環境都市づくり課長 それでは、本日の資料をご覧いただきまして、1ページをおめくりいただきまして、下に1と書かれている資料1から順に御説明させていただきます。

25環都環第562号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第79条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成26年2月28日

東京都知事 舛 添 要 一

記

諮問第415号「川口土地区画整理事業」環境影響評価方法書

1ページおめくりいただきまして、資料2をご覧ください。

25環都環第605号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成26年2月28日

東京都知事 舛 添 要 一

記

諮問第417号「光が丘清掃工場建替事業」環境影響評価書案
右の隣のページですが、

25環都環第612号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成26年2月28日

東京都知事 舛 添 要 一

記

諮問第418号「（仮称）TGMM芝浦プロジェクト」環境影響評価書案
以上です。よろしくお願ひいたします。

○小島審議会会長 それでは、まず、「川口土地区画整理事業」環境影響評価方法書につきましては、第二部会に付託させていただき、「光が丘清掃工場建替事業」及び「（仮称）TGMM芝浦プロジェクト」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、それぞれの部会の皆さん、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

お手元に川口土地区画整理事業環境影響評価方法書という冊子がございます。法アセス案件でございます、これは昨年の7月の総会で配慮書に対する答申をいただいたものでございます。今回、答申をいただいた内容に基づきまして方法書が作成されてきたというものでございます。

ページをあけていただきまして、1-1でございます。

都市計画決定権者、事業者がそこに出ておりました、川口土地区画整理組合設立準備会というものが事業者になってございます。

続きまして、2-1は、対象事業の名称、種類でございまして、これは法の第一種事業の土地区画整理事業になってございます。

お隣、2-2をご覧くださいますと、位置図等がございまして、八王子市の川口町、上川町、美山町、西寺方町の4町の一部ずつにまたがっているところございまして、全体で172haという敷地の面積でございます。

続きまして、2-17には、配慮書で書かれておりましたA案、B案の概要がそこに書かれております。A案は、オオタカの営巣地を含めて110haの自然環境保全ゾーンを設けたというもの。B案は、専門家の意見を踏まえて、自然環境保全ゾーンを125haにしたというものでございます。

2-18ページには、各計画原案の考え方が書いてございまして、北側の流通業務ゾーンを設けたもの、南側に流通業務ゾーンを設けたもの、それぞれA案、B案が図に載っております。

続きまして、お隣、2-19ページをご覧ください。

両案の比較でございまして、B案のほうが環境影響が回避または低減されているという内容になってございます。

2-21は、方法書までの検討経緯がそこに出てございます。中段の表にあるように、B案のほうがすぐれているという評価になってございます。上記を踏まえて、配慮書に示したB案をもとに、詳細な計画を検討したとそこに書かれてございます。

6-3は、知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解ということで、昨年度、配慮書に対して御答申をいただいた内容が今回の方法書またはこれ以降の準備書にどのような配慮事項が盛り込まれるかというものがそこに書かれているものでございます。

知事意見の全般的な事項といたしまして、希少な動植物の生息・生育環境が保全された都内の貴重な自然緑地と住宅団地や老人福祉施設などが存在する現地でございまして、以上のことを踏まえて、方法書以降の図書の作成に当たっては、環境の影響を的確に予測・評価するために適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討しろという内容でございまして、これについて都市計画決定権者の見解といたしましては、方法書以降の図書で適切な方法を選択するとともに、環境への影響を回避してまいりますという内容になってございます。

個別事項でございしますが、事業計画では、事業を実施しない案を設定しない理由について、

方法書以降の図書に記載という内容でございまして、これについては物流施設の必要性、拠点整備の効果について記載したということが書かれております。

次のページ、6-4をご覧くださいと思います。

知事意見のほうでは、事業の目的にもかかわらず、A案、B案それぞれ業務ゾーン、自然保全ゾーンの面積が違うということを説明を求めるものでございまして、これについては宅地の用地のほかに道路などの公共用地や宅地内の法面が含まれているということで、A案では用地が分断されることなどから、道路用地を確保する関係上多くなったという記載がござい

ます。続きまして、動物でございしますが、計画地に隣接する谷を含むエリアでは、今後もオオタカの営巣の可能性が否定できないということで、慎重に調査を行うとともに、その結果について方法書以降の図書に記載してほしいという内容でございしますが、これについては、オオタカの繁殖状況の調査を行うとともに、その手法を方法書に、その結果について準備書以降の図書に記載するとしてございます。

2つ目といたしまして、トウキョウサンショウウオを初めとする重要な種に対し、これらの十分配慮した詳細な調査を実施するとともに、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載を求めるものでございしますが、これについて、都市計画決定権者からは、専門家からの調査の手法について意見を聴取し、準備書以降の図書に記載いたしますということになってございます。

続きまして、6-5ページをご覧ください。植物でございまして。

樹林地や湿性草地及び乾性草地を保全するとしているが、これらに十分配慮した詳細な調査を実施するとともに、環境配慮の方向性について、方法書以降の図書に記載を求め

るものでございしますが、重要な種への影響が想定されていることから、方法書に示す調査を実施し、準備書以降に

関係の環境影響評価図書に記載するというものでございまして。その下、生態系についてでございしますが、丘陵地の改変により、在来生物の生息・生育環境が45ha以上減少するという

ことで、これに十分配慮した詳細な調査結果を方法書以降の図書に記載を求め

るものでございしますが、これについて在来生物の生息・生育環境への影響が想定されていることから、方法書に示す調査を実施し、その結果について準備書以降の図書に記載するとい

うものでございまして。続きまして、6-6ページをご覧ください。

景観でございしますが、「天合峰に至る散策路」に対する直接的な影響について、客観的な

根拠をもとに分析してほしいというものでございますが、これについては、人と自然との触れ合いの活動の場の調査において把握して、その結果については準備書以降に記載するというものでございます。

続きまして、1つ飛びまして、人と自然との触れ合いの活動の場でございます、事業の実施により、A案では、南東部のアクセスルート周辺が改変されるため、眺望の変化など、客観的な根拠に基づいて分析してほしいというものでございますが、これについても環境面での検討を行いながら、B案をもとに詳細な計画を検討いたすというものでございます。

6-7ページをご覧くださいと思います。

水環境でございますが、本事業に伴う丘陵地の改変により地下水涵養機能に支障を与えるなど、周辺河川等への影響が懸念されるために、水循環や水質等に配慮した調査、その結果について、方法書以降の図書に記載を求めるものでございますが、これにつきましては、水循環を環境影響評価項目として選定し、予測・調査を行いながら、準備書以降の図書にそれを記入するというものでございます。

地形及び地質でございますが、本事業に伴う丘陵地の改変により、斜面の安定性及び安全性への影響が懸念されるということで、調査の結果を方法書以降の図書に記載を求めるものでございますが、これにつきましても、環境影響評価項目として選定いたしまして、その結果について準備書以降の図書に記載するというものでございます。

その他につきましては、選定した環境影響評価項目のほかに具体的な事業計画の策定に伴い、新たな調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、方法書以降の図書に反映させることというものでございますが、これにつきましても、都市計画決定権者のほうからは、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、準備書以降の図書に記載するというものでございます。

川口につきましては、以上でございます。

続きまして、光が丘清掃工場建替事業につきまして、御説明いたします。

お手元のクリーム色の環境影響評価書案をご覧くださいと思います。

まず、1ページでございますが、事業者の名称、代表者の氏名などでございますが、これは東京二十三区清掃一部事務組合管理者、西川太一郎というものでございます。

対象事業の名称などでございますが、光が丘清掃工場の建て替え事業でございます、種類は廃棄物処理施設の設置というものでございます。

中段に表がございますが、事業地は練馬区光が丘五丁目、面積が23,000㎡で、着工は28年度を予定しております、工場の稼働年度は32年度を予定しております。処理能力については、150t炉を2炉計画しております。主な建物といたしまして、工場棟と煙突がつくられるというものでございます。

12ページは、事業地の位置、その区域を示すものでございますが、計画地は練馬区光が丘の団地の北側に位置しております、南北に約200m、東西に120mの面積がある23,000㎡の区域ということでございます。ちょうど光が丘の地下鉄の駅の北側という形になります。

続きまして、15ページは、施設計画でございますが、既存の清掃工場は、高さ41m、建て替える清掃工場は約30mということで、高さが抑えられるというものでございまして、新たな清掃工場には、独立した管理棟は設けないということになってございます。また、煙突は既存のものと同じ高さ150mとなっておりまして、建築面積については既存が7,200㎡。建て替え後は管理棟がなくなる関係で6,950㎡ということになってございます。

続きまして、16ページは、建替事業の工程でございまして、そこに建て替え計画の策定、環境影響評価手続などのスケジュールが書かれてございます。

17ページは、既存施設の配置図でございます。管理棟が中央のやや左側というか、西側に見えますが、18ページの新たな施設計画図を見ていただきますと、管理棟が工場の中に入ってしまうという形になってございます。

20ページは、計画立面図でございます。西側からの立面図が20ページに、東側からの立面図が21ページに書かれてございます。

22ページは、完成予想図でございます。

続きまして、53ページは、環境影響評価項目の選定した項目などがございます。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環など、11項目になってございます。

54ページは、環境影響評価要因と環境影響評価の項目との関連表でございます。

工事の施行中、工事の完了後ということで、それぞれ選定した項目が○印で載っております。

55ページには、選定した理由が書かれてございます。

大気汚染の項目では、工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられるということで、SPM、NO₂を予測評価項目とするとしてございます。

工事の完了後では、施設の稼働による煙突排出ガス及び清掃車両の走行による影響が考え

られるといたしまして、SO₂、NO₂、SPMなどを予測評価するということになってございます。

悪臭、騒音・振動などはそのページ以降に記載がございますので、お目を通していただければと思います。

58ページは、選定しなかった項目でございます。水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の6項目となっております。選定しなかった理由は、以下に記載がございます。

なお、今後の具体的な事業計画を進めるに当たって新たに環境影響評価を及ぼすおそれが生じた場合については、当該項目について改めて環境影響評価項目として選定するとしてございます。

光が丘清掃工場の説明は以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きます、「（仮称）TGMM芝浦プロジェクト」の事業概要について御説明いたします。

川口と同じような色なのですが、草色の冊子がございます。こちらがTGMM芝浦プロジェクト環境影響評価書案でございます。

評価書案の1ページをご覧ください。

事業者の名称ですが、東京ガス株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所株式会社の3社でございます。この3社の頭文字からTGMMという形になってございます。

対象事業の名称及び種類になりますが、「（仮称）TGMM芝浦プロジェクト」。種類は、高層建築物の新築でございます。

2ページをご覧ください。

対象事業の内容の概要になりますが、表の3-1をご覧ください。

敷地面積ですが、約2.5ha、建物面積が約11,000㎡。延床面積になりますが、業務・商業等がA棟、B棟、2つありますが、A棟が135,000㎡、B棟が145,000㎡、ホテル棟が11,000㎡となります。

建物の高さですが、A棟が約117m、B棟が約181m、ホテル棟は少し低くなっておりまして、61mとなっております。駐車場の台数ですが、約620台。工事予定期間ですが、平成27年度から平成31年度、約48カ月の工期を見込んでございます。供用開始ですが、A棟、ホテル棟が平成29年度、B棟は平成31年度になってございます。

7ページをご覧ください。

事業の目的になりますが、本事業の計画地につきまして、「品川駅・田町駅周辺まちづく

りガイドライン」、こちらは東京都でつくったものになります。それと「港区まちづくりマスタープラン」におきまして、医療、福祉、教育の充実、駅前のアクセス向上、ネットワークの充実が期待されております。

現在、港区のほうで作成しております「田町駅東口北地区街づくりビジョン」におきまして、本計画地は「土地の合理的かつ健全な土地利用を図り、都市の活力・活性化に資する複合拠点形成する新たな都市の拠点ゾーン」と位置づけられておりまして、業務、商業、文化・交流、スポーツ・健康増進・医療、公共サービス・防災機能等の公共公益施設を備えた親密さと魅力ある複合市街地の形成。田町駅へのアクセス性の向上、歩行者の安全性と快適性の改善などが求められております。

8ページをご覧ください。

街づくりビジョンのイメージ図になります。こちらの図の中の赤の点線で囲まれた部分が計画地でございます。計画の中で新たな都市の拠点ゾーンに位置づけられております。右側の薄緑の色の部分ですが、こちらが公共施設等が入りますゾーンになってございます。

9ページをご覧ください。

計画地の位置図になりますが、田町駅東口に直結している場所になります。また、北側には地下鉄の三田駅があるということで、交通の拠点となってございます。

11ページをご覧ください。

計画地の現況ですが、現在、この計画地の中には、芝浦江南地区総合支所がまず入ってございます。下の白い部分が現在、駐車場となっております。これは元小学校の跡地です。さらに、区道193号を挟みまして、東側に港区スポーツセンターが現在ございます。これらの総合支所、それと港区スポーツにつきましては、区道829号を挟みまして「公共公益施設等用地（建設中）」とありますが、こちらのほうに移転する予定になってございます。移転時期ですが、平成26年12月に移転の予定となっております。この移転した後に計画地内にあります建物の取り壊しが行われる形になってございます。

12ページをご覧ください。

事業の基本計画ですけれども、業務、商業、文化・交流等、多様な機能が集積した地域の玄関口にふさわしい駅直結の複合拠点の形成を目指しております。また、交通結節機能強化を通じた地域交通の拠点形成を目指してございます。

15ページをご覧ください。

施設配置計画図でございます。A棟、B棟が業務棟になってございまして、A棟の北側にホテ

ル棟がございます。田町駅から点線が出ているのですけれども、これが田町駅のデッキになってございます。これと計画地内のデッキを接続させまして、歩行者の動線を確保する形になってございます。図中の矢印が自動車の出入りを示してございます。

16ページをご覧ください。

計画建物の断面図になりますが、A棟が高さ181m、B棟が185mとなっております。A棟の裏に少しだけ出ておりますのがホテル棟ということで、高さ約61mとなっております。

17ページが完成予想図になってございます。

これですと、ホテル棟が見えにくい形になっておりますが、左がA棟、右がB棟でございます。

歩行者の動線計画についてですけれども、20ページの図5.2-7をご覧ください。

グレーの部分が計画地内のデッキになってございまして、田町駅から出ている点線の部分が駅にありますデッキになります。こちらをつなぐことによりまして、敷地内を通りまして、公共公益施設へ直接行けるような形の動線を確保してございます。

続きまして、25ページをご覧ください。

緑化計画図になります。樹木、高さ3m以上の高木になりますが、こちらをデッキ、地上部分に配置する予定になってございます。

26ページをご覧ください。

工事工程になりますが、Ⅰ期工事としまして、業務・商業棟のA棟とホテル棟、それと、地下熱源機械室等を先行して着手しまして、Ⅱ期工事としまして、業務・商業等のB棟に着手いたします。工期としましては、約48カ月を予定してございます。

39ページをご覧ください。

環境影響評価の項目になりますが、本計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定します「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」に該当しておりまして、平成26年2月に「特定の地域における事業実施届」を知事に提出してございます。本事業は、「特定の地域における事業」でありますので、環境影響評価項目は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観の6項目としてございます。

40ページをご覧ください。

環境影響要因と環境影響評価の項目との相関図になってございます。大気汚染についてですが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質につきまして評価をいたします。騒音・振動につきまして、建設機械の稼働、工事用車両の走行ということで、工事の施行中に調査を行います。

日影、電波障害、風環境、景観につきましては、建物の存在ということで、工事の完了後の評価をしてございます。史跡・文化財についてはですけれども、東京都遺跡地図、これらの既存資料によりまして、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び周辺の埋蔵文化財は現在確認されておりません。ですので、環境影響評価の項目としては選定してございません。しかし、工事中に未知の文化財等が発見された場合には、文化財保護法等の法令に基づき、適切な措置を講ずるものとするという形でございます。

TGMM芝浦プロジェクトの概要については以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、これにつきましては、詳細の評価をそれぞれの部会によりしく願います。

続きまして、受理関係について、事務局から報告をよろしく願います。

○木村環境都市づくり課長 それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、4ページをお開きいただけますでしょうか。

受理関係につきまして、資料4に基づきまして御報告させていただきます。

まず、環境影響評価方法書が1件ございます。続いて、環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書案が2件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が4件ございます。そして、変更届が2件、着工届が1件、完了届が2件、その他が1件、それぞれ受理してございます。

それでは、受理報告の詳細につきましては、担当から御説明させていただきます。

○上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

「(仮称)立川立飛商業施設計画」の環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。

今回、評価書が提出されたということで、ここに関連表が載っております。

まず、大気汚染、騒音・振動共通でございますが、大気質濃度及び騒音・振動の予測の基礎となる将来交通量について、その算出過程を分かりやすく説明することというものでございますが、お手元の立川立飛施設計画のブルーの評価書がございまして、これの29ページ、30ページに算出した数字と走行経路上に将来交通量を載せてございます。

続きまして、騒音・振動でございますけれども、現状においても環境基準を超えている地点があるということで、より一層の環境保全のための措置を検討して欲しいというもの。走行ルート上の幼稚園に配慮して欲しいというものでございますが、これにつきましても、環境基準を超過している道路について、工事用車両及び荷捌き車両の走行を制限するというこ

とを追記していただきました。また、教育施設の近傍においては安全走行を徹底するという
ことで、これも追記していただいたというものでございます。

続きまして、景観でございますが、5ページ下側、開放的なにぎわいのある空間を創出する
緑化計画ということで、これを具体的に記述して欲しいというもの。桜などの既存樹木につ
いて保存の方法について配慮することというものでございますが、これにつきましては、量
感と連続性のある植栽の配置、郷土種に留意することなど、緑化計画の作成について追記し
ていただいたというものでございます。既存の桜並木についても保存に努めるということで
書かれてございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

廃棄物でございますが、類似店舗の実績を踏まえたりサイクル率を設定し、再資源化量を
明らかにすることというものでございますが、これは本編の評価書の229ページをご覧いただ
きたいと思いますが、類似店舗の実績に基づいてリサイクル率を設定した表、供用後に発生
する廃棄物の再資源化量をそこに載せております。

続きまして、温室効果ガスでございますが、「東京都省エネルギー性能評価書作成基準」
の段階2を目標にしているということで、その達成の方策について記述を求めるものでござい
ますが、高効率型の熱源機器及び給水ポンプを導入することなどを追記いたしております。

立川立飛商業施設については以上でございます。

続きまして、7ページ、「赤羽台団地建替事業」の事後調査報告でございます。

これは答申をいただいたのが平成15年3月、受理日が今月の6日というものでございます。
住宅団地の新設及び高層建築物の新築というもので、区域面積が157,000㎡、延床面積が22
万㎡、最高高さが120m、棟数が33棟で、戸数が3,100戸、工事期間が16年から35年までという
予定になってございます。

今回は、工事の施行中その3ということで、平成21年から平成25年までの分が出てきてござ
います。

調査事項につきましては、大気汚染、騒音、振動などということになってございます。

調査結果の内容でございますが、大気汚染については、降下ばいじんの量は最大で、除去
工事完了後に4.3t/㎥/月ということでした。粉じんの発生や飛散を防止するために
散水を行い、搬入車両にはカバーシートを使用したと書かれてございます。

続きまして、騒音でございますが、建設作業騒音レベルの事後調査結果は、74dBというこ
とで、予測結果と同じ程度でございました。勧告基準値も下回っております。

振動でございますが、建設作業振動レベルは、事後調査結果で64dBということで、予測結果を下回っております。同じく勧告基準値も下回っているというものでございます。

生物・生態系でございますが、緑の量の変化の内容とその程度というものでございますが、第一期事業区域2ブロックの緑化面積は、合計で14,000㎡ということで、緑の体積は合計で31,000㎥ということでございます。評価書における緑化面積が76,000㎡ということでございますが、今後、未施行街区の工事によりまして、段階的に緑化面積が増加するというものになってございます。

鳥類の生息環境の変化の内容及びその程度ということで、確認された鳥類は9目18科24種ということでございまして、現況調査時の6目16科21種を上回った。鳥類の構成は、現況調査時と大きな変化はなく、越冬地や渡りの通過地点的に調査範囲周辺を利用しているというものが増えた理由であろうということが書かれております。

続きまして、本日の資料の7ページには、史跡・文化財が書かれております。東京都教育庁及び北区教育委員会の指導に基づいて、道合遺跡を主な対象に、第一期事業区域2ブロックを本調査した結果、縄文時代、弥生時代を中心に幅広い時代から遺構が発見されたというものでございます。これは報告書に取りまとめられまして、出土遺物・記録などは北区に移管されております。

続きまして、廃棄物でございますが、コンクリート塊等につきましては、全量を再資源化施設に搬出しており、再利用率は100%ということでございます。石綿含有廃棄物及びPCBが発生しましたが、法令に基づき適切な処理をしたということでございます。

建設発生土につきましては、47,000㎥のうち、今回、約50%を計画地内にて再利用いたしまして、残りはスーパー堤防事業等に搬出し、再利用率は100%ということになっております。

苦情の有無でございますが、大気汚染に関するものが14件、騒音に関するものが5件、廃棄物に関するものが8件ということで、説明をし、または散水箇所の回数の増加や稼働速度を抑えるなどの対応を行いまして、理解を得たということになっております。

続きまして、9ページ、「(仮称)芝浦一丁目計画」でございます。

答申は24年7月、受理日が26年、今月の2月18日ということになってございます。

事業の種類が高層建築物の新築ということで、事業地が芝浦一丁目6番地、敷地面積が約1万㎡、建築面積が4,500㎡で、延床面積が11万㎡ということになってございまして、高さ120mの建物が共同住宅として建てられるというものでございます。工事期間は25年度から27年度ということで、今回、工事の施行中その1が着工、これは25年3月からございまして、25年

12月までの分がその1ということになってございます。

大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環などが調査項目となっております。

大気汚染でございますが、建設機械の稼働では、NO₂の事後調査結果は0.023ppmでございます。予測結果を下回っております。SPMの事後調査結果は0.010mg/m³ということで、これも予測結果を下回っております。工事車両の走行に伴うものは、NO₂では0.023～0.039ppmということで、No.2を除いて下回っているというものでございます。No.2については、大型車両が予測条件よりも多かったということが記載されております。

騒音・振動についてでございますが、建設作業騒音につきましては、事後調査で65～71dBということで、予測結果と環境確保条例に基づく勧告基準を下回っています。建設作業振動でございますが、これも予測結果、勧告基準を下回ったというものでございます。下回った理由は、適切な工事方法の選択とか、重機オペレーターへの教育などが配慮として行われたということが書かれてございます。

本日の資料、10ページには、道路交通騒音が書かれております。事後調査結果は65～75dBということで、予測結果とほぼ同程度ということでございます。No.1、No.2について、環境基準を上回っていますが、これは工事施行前から同様の状態であるということでございます。道路交通振動というものでございますが、事後調査結果は44～56dBということで、No.2、No.5を除いて下回っていたというものでございます。2地点について上回った理由は、やはり大型車両の台数が多かったということになってございます。

地盤でございますが、4地点全ての調査地点で著しい地盤沈下は認められなかったということになってございます。被圧帯水層中の地下水位については、工事着手前と同程度で、これも著しい低下傾向は認められないというものでございます。

水循環でございますが、対象とした被圧帯水層中の地下水位は、工事着手前と同程度で、著しい低下傾向は認められないというものでございます。

自然との触れ合い活動の場ということで、利用経路に与える影響について、ウォーキングコース等を直接改変する行為を行っていないということで、利用者を含む歩行者の安全確保に努めていることから、利用経路への支障はないと考えてございます。

続きまして、廃棄物でございますが、建設廃棄物の排出量といたしまして、平成25年11月までに発生した建設廃棄物は、10.35tでございました。予測結果が3,292tということで、今後、膨らんでいくのではないかとということが書かれております。

建設汚泥の排出量ということでございますが、発生量は11,968tでございまして、予測結果

の50%程度ということをごさいました。再資源化率は100%でごさいますして、予測結果を上回っております。建設汚泥の発生量が予測結果を下回った要因といたしましては、杭1本当たりの掘削土量を抑えたこと、山留工事の設置深さを抑制したことなどが考えられるとしてごさいます。建設発生土の排出量でごさいますけれども、発生量は22,811m³でごさいますして、これも予測結果の50%程度ということになってごさいますして、有効利用率は100%となっております。発生量が予測結果を下回った要因といたしましては、掘削深さを浅くしたということがここに書かれております。

続きまして、12ページは、「新滝山街道（八王子市丹木町一丁目～あきる野市牛沼）建設事業」でごさいます。

答申をいただいた時期が平成8年10月、受理が今月の2月20日でごさいます。

事業の規模といたしまして、総延長が5.3km、往復4車線の道路でごさいますして、工事期間が平成24年度までということで、既に供用が始まっております。

工事の施行中その12ということで、23年度、24年度分でごさいます。

調査事項は、騒音、振動、水質汚濁、地形・地質などということでごさいます。

建設作業騒音でごさいますけれども、一般部の舗装工は、いずれも72dBでごさいますして、予測結果と同程度でごさいます。橋梁部の舗装工は66dBということで、予測結果を下回っております。下回った理由は、近隣の民家への配慮から作業を分散させて行ったということが考えられるというものでごさいます。

建設作業振動でごさいます。一般部舗装工は、第2工区、第3工区それぞれ51dB、46dBでごさいますして、予測結果を下回っております。橋梁部舗装工では49dBということで、これも予測結果を下回っています。予測結果を下回った理由は、建設作業騒音と同様でごさいます。

水質汚濁でごさいます。SSの量の事後調査結果は、No.2において工事区域の上流側で1mg/L未満、下流側で94mg/Lということで、下流側で高い濃度ということになってごさいます。No.3の地点においてはほぼ同程度ということでごさいました。No.2の地点で下流側で高い濃度となったのは、支川の水を仮設切回し水路にポンプアップしたことによる土砂の巻き上げなどが考えられるということでごさいます。工事による谷地川への水質の影響は少なかったということでごさいます。

続きまして、13ページ、地形・地質でごさいます。これは斜面の安定性というものでごさいますして、ひびや沈下等の変形は見られず、予測のとおり斜面の安定性は保たれているというものでごさいます。

続きまして、水文環境でございますが、谷地川の流量の事後調査結果は、工事着手前の流量0.028～0.206m³/sとほぼ同程度でございます。予測のとおり、工事による河川流量の変化は少なかったということでございます。

植物・動物、これは陸上植物でございますが、植物個体の確認種数は、評価書とほぼ同程度の773種ということで、植物群落は、同様の約14群落ということで、消失した群落は見られなかった。緑の量の変化の程度は12.62haでございます。おおむね同様でございます。

続きまして、植物・動物の陸上動物でございますが、陸上動物の確認種数は、哺乳類16種、鳥類97種などございまして、評価書と同程度もしくは上回っているというものでございます。

植物・動物の水生生物でございますが、1～4の調査地点におきまして、水生生物の確認種数は、付着生物、遊泳動物及び底生生物ごとに各地点で評価書よりも増加並びに減少しているということが確認されております。ただ、減少した種については別の調査地点で確認ができていないということございまして、生育環境の変化の程度は小さかったということが書かれてございます。

続きまして、史跡・文化財でございますが、第2工区内の新たな埋蔵文化包蔵地について、東京都教育庁及び八王子市教育委員会と協議し、発掘調査を実施した結果、確認された遺構は多く、報告書として記録保存の上、工事に着手をしたということが書かれてございます。

苦情についてはございません。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の14ページをご覧ください。

「練馬清掃工場建替事業」の事後調査報告書になります。

こちらですが、答申が平成21年10月1日、事後調査報告書の受理日が平成26年2月18日になってございます。

事業の種類ですけれども、廃棄物処理施設の設置。

施設の規模ですが、敷地面積が約15,000m²、処理能力ですが、250t/日の炉を2基設置します。工事の稼働年度になりますが、平成27年度を予定してございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その3。

調査項目ですが、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、廃棄物でございます。

調査結果の内容ですが、大気汚染につきまして、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の状況ですが、事後調査報告書の9ページをご覧ください。

敷地境界の東西南北の4地点、A、B、C、Dで測定を行ってございます。浮遊粒子状物質の期

間平均値ですが、0.011～0.013mg/m³であり、予測結果を下回ってございます。二酸化窒素の期間平均値が0.010～0.019ppmであり、全地点で予測結果を下回っております。

工事用車両の走行に伴う排出ガスによる大気質の状況ですが、こちらは調査報告書の10ページをご覧ください。

10ページにあります目白通りの沿線等の4地点、1、3、4、5の4地点で測定を行ってございます。浮遊粒子状物質の期間平均値が0.020～0.024mg/m³、こちらも全地点で予測結果を下回ってございます。

二酸化窒素の期間平均値ですが、0.018～0.037ppmであり、こちらも全地点で予測結果を下回ってございます。

続きまして、騒音・振動ですが、測定地点は大気汚染と同じポイントになっております。建設機械の稼働に伴う騒音レベルですが、土工事（掘削工事）の騒音レベルの最大値が54～69dBということで、予測結果を上回る地点もありましたが、勧告基準（80dB）を下回ってございました。工事用車両の走行に伴う騒音レベルですが、道路交通騒音レベルの平均値は62.3～71.3dBということで、全地点で予測結果を下回ってございました。ただ、全地点で環境基準は上回ってございます。ただ、評価書の作成時の現況調査におきましても、そのときの測定結果は環境基準と同程度または上回っているという状況でございました。また、工事用車両の走行に伴います増加分が0～1dBと予測しておりますので、本事業による影響は少ないと考えてございます。

建設機械の稼働に伴う振動レベルですが、土工事の振動レベルが最大46～56dBということで、全地点で予測結果を下回っており、また、勧告基準も下回ってございました。

工事用車両の走行に伴う振動レベルですが、各調査地点の振動レベルが最大51～54dBということで、予測結果を上回る時間、地点もあつたのですけれども、規制基準を下回ってございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

地盤ですが、調査報告書の60ページをご覧ください。

こちらの図の計画地の四隅、No.1～No.4で地盤変位を測定してございます。掘削工事前後における地盤の変位ですけれども、-2mm～+5mmということで、全地点で著しい変化は確認されてございません。

水循環ですが、調査報告書の65ページをご覧ください。

こちらも計画地の四隅、No.1～No.4の4地点で地下水を測定してございます。掘削工事開始の

1カ月前から掘削工事完了後までの各観測井の水位が66ページの図6-4-2にございますが、全地点で著しい変化は確認されてございません。

続きまして、廃棄物ですが、解体工事は全て終了しておりますが、これに伴います廃棄物の発生量は約42,700tということで、コンクリート塊の排出量が予測を上回っております。今回、コンクリート塊が予測を上回った理由ですけれども、予測条件にありませんでした仮設の全囲いテント、要は騒音あるいは粉じん等が外に広がらないということで、もともとあった清掃工場をテントで覆っております。そのテントの基礎にコンクリートを使用したのですが、これを全部排出したためにコンクリートの廃棄物量がふえてございます。

その他の廃棄物については予測と同程度あるいは下回っております。

建設工事に伴う廃棄物の発生量ですが、まだ現在、施行中の段階ということで、予測との比較はできませんが、可能な限り再利用に努め、また、再利用が困難なものにつきましては、マニフェスト制度に基づき適正に処理してございます。

再利用、再資源化率ですが、解体工事、建設工事両方あわせて、その他、処理困難物ですが、これ以外は100%になってございます。

苦情の有無ですが、騒音に関する苦情が3件、振動に関する苦情が2件ございましたが、いずれも苦情者の方に御説明をして、御理解をいただいているということでございます。

続きまして、本日の資料の16ページをご覧ください。

「（仮称）大久保三丁目西地区開発事業」の変更届になります。

こちらですが、答申日、平成22年1月29日。変更届の受理日が26年2月13日でございます。

事業の種類ですが、高層建築物の新築。

施設の規模になりますが、敷地面積が約25,200㎡、延床面積が約18万㎡、建物の高さですが、業務・住宅棟、約160m、住宅棟、約100mと2棟建っております。主要用途ですが、オフィス、住宅、多目的ホール、商業、駐車場等になってございます。工事予定期間ですが、平成22年度から28年度までを予定してございます。供用開始ですが、業務・住宅棟が平成28年度、住宅棟が平成26年度を予定してございます。

変更の理由ですが、業務・住宅棟の構造変更に伴い、延床面積、住宅戸数、駐車場台数、緑化面積を変更するということでございます。

変更届の8ページ、9ページをご覧ください。

9ページが変更前の建物の状況、8ページが変更後になってございます。こちらですが、東日本大震災の後に建物の耐震等の構造の再検討を行った結果、9ページのほう、これが住宅と

事務所が建物の前後とといいますか、背割りみたいな形で分かれているものを、これを8ページ、下のほうに事務所、上のほうに住宅棟ということで、積層の構造に変えてございます。これによりまして、耐震構造を上げているという形になってございます。

本日の資料の16ページにお戻りください。

変更の内容ですけれども、計画建物、業務棟、住宅棟と住宅棟の2棟だったものが、新たにA-3ということで、店舗・防災倉庫等ができております。

変更届の6ページをご覧ください。

6ページが変更後の配置計画図になってございますが、敷地の上のほうに広場があるのですが、ここはもともと広場だけの予定だったのですが、こちらにA-3棟、防災倉庫等を含めました店舗等の建物が新たに計画されてございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果ですけれども、計画建物の構造変更に伴いまして、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物及び温室効果ガスの各項目につきまして予測評価の見直しを行っております。

大気汚染、騒音・振動についてですけれども、調査報告書の17ページをご覧いただきたいのですが、17ページの表2-2-5、建設機械の稼働台数等の表にあります。変更前後で大気汚染物質の排出量、騒音のパワーレベル、振動レベルがほとんど変わらない状況になってございます。ただ、建設機械の配置を若干変更しているのですけれども、それによりまして、予測結果は変更前と同程度であり、評価の結論は変わってございません。

廃棄物についてですけれども、こちらについては、変更届の132ページをご覧ください。

発生量がありますが、建設発生土の排出量は変更前が262,000m³と予測していましたが、変更後は約288,000m³にふえてございます。建築発生土につきましては、千葉県に残土処理場に搬出する予定になっておりまして、千葉県の残土条例の安全基準に適合したものを排出する予定になってございます。

建築汚泥の発生量ですが、変更前は約41,300m³、変更後は21,800m³と減少してございます。建設汚泥につきましては、減量化した後に場外に搬出する計画でございます。搬出する建設汚泥はさらに減量化した後に再生土等にリサイクルして、適切に処理する計画になってございます。ということで、適切に処理をするということで評価の結論は変わらないとなっております。

その他の項目についても、評価の結論は変わらないという形になってございます。

では、本日の資料の17ページをご覧ください。

「豊洲新市場建設事業」の変更届になります。

こちらですが、答申日、平成23年4月19日、変更届の受理日が26年2月14日になってございます。

施設の規模ですが、工事予定期間が平成23年度から平成27年度。供用開始予定が平成27年度になってございます。

変更の概要及びその理由ですが、1、土壌汚染対策工事の工期の変更ということで、6街区の土壌汚染対策工事の工期を約半年間ほど延長するというものでございます。こちらですが、汚染土壌につきまして、洗浄して浄化等の処理を行っているのですが、その洗浄した際に発生する残渣、大体、大きさとしまして75 μ 未満、ほとんど泥になるのですけれども、こちらにつきましては、細か過ぎて浄化できないということで、場外に搬出する形になってございます。実は、セメント工場などに出す予定だったのですけれども、東日本大震災の影響で搬出を予定していた工場の受け入れが制限されてしまったということで、この残渣が搬出できない関係で、現在、敷地内に一時仮置きしているということで、3月までの終了が見込めないということで、半年程度延期するというものでございます。

2番目、建設廃棄物発生量の増加ですが、洗浄処理プラントで処理した際に発生する残渣、今、御説明した泥になりますが、これが想定よりも細かい粒子分の割合が高いということで、残渣の発生率が高くなってございます。そのために建設廃棄物として、約3万 m^3 程度、建設汚泥が増加することが見込まれてございます。

環境影響評価項目の見直しの結果でございますが、環境影響評価の対象としました14項目のうち、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物について予測・評価の見直しを行ってございます。

大気汚染、騒音・振動ですけれども、建設機械の稼働台数、工事用車両台数、工事用車両台数につきましては、ピーク時で1日当たり2,344台が126台の増加ということで、増加の割合がそれほど多くないということで、変更前とほぼ変わらないことから、評価の結論は変わってございません。

土壌汚染、廃棄物についてですけれども、洗浄処理プラントで処理した際に発生する残渣の量が約3万 m^3 ほど増加しておりますが、建設廃棄物としまして、全量を汚染土壌処理施設、産業廃棄物処理施設に搬出するというので、評価の結論は変わってございません。

以上です。

○上田アセスメント担当課長 それでは、一番最後のページでございまして、これは条例第

90条に基づく事業計画の変更の報告でございます。事業名が「都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業」ということで、受理日が2月18日となっております。

法アセスの事業でございますが、これは都市高速道路の新設ということで、起点が品川区八潮三丁目、終点が目黒区青葉台四丁目ということで、約9.4kmの延長、往復4車線の自動車専用道路をつくるというものでございます。工事期間が18年度から26年度までということでございます。開通予定時期が平成27年ということでございます。

今回、そこに書かれているとおり、工期を1年延長ということでございますが、変更の理由は、シールドトンネルの掘削完了後、五反田ランプのところでございますけれども、南品川換気所において、地下水の大量出水があったということで、薬液注入等により出水対策を行った結果、それらに対する対応の時間に費やしたということで、1年間開通時期を延長するという内容でございます。これは昨年4月に新聞等でも大きく報道された内容でございます。

環境影響評価項目の再評価ということでございまして、一番下、開通予定時期の変更でありまして、工事内容、施工方法及び環境保全措置に変更がないということで、予測・評価の見直しは行わないということになっております。

報告は以上でございます。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、一括説明をいただきましたが、どこからでも結構ですが、お気づきの点がありましたら、御質問なり、コメントなり、よろしく願います。

どうぞ。

○藤倉委員 2点ほど、まず、港区芝浦一丁目計画の事後報告の中で、きょうの資料の11ページにもあるのですが、建設発生土のところ、有効利用率が100%と本文に書かれていらっしゃるんですけど、今日配付されたほうの事後調査報告書の資料がもともとそういう表現になっているのですが、用語として、建設発生土については、有効利用率という言葉と、再資源化率あるいは再利用率という言葉が2つ存在してございまして、国土交通省なども2つの言葉があつて、有効利用率というのと、ある工事で使う土のうち、山砂が何%、残土のリサイクルが何%という場合を有効利用率と言っているのです。

きょうの芝浦一丁目の事後調査報告書の例えば別紙の6-5とか、6-8で、事業者のほうがそういう書き方をしているのですが、引用している評価書の記載事項が東京都建設リサイクル推進計画などをもとにして目標などを立てているので、恐らくその中では、再資

源化率という言葉を使っているはずですので、今後、事後報告がある場合には用語を統一していただいたほうが紛れがないのではないかと思います。それが1つ。

もう一つは、練馬の清掃工場の件なのですが、本体では分かりにくいのですが、きょうの資料では15ページで、練馬の報告書の72ページ、73ページのあたりですけれども、廃棄物に関連してですが、練馬のほうで、再利用・再資源化率がかなりいろいろな項目で100%と書かれているのですが、例えば73ページを見ていただきますと、廃棄物の有効利用という表の真ん中の右側に廃プラスチック類は償却施設に搬出し、発電等の燃料としたということになっています。つまり、廃プラは燃やしたということなのですから、これを再利用・再資源化100%と言っているようなのですが、よろしいのでしょうか。評価書の表記よりもさらにちょっと後退した印象もありますので、非常に違和感を覚えたということでございます。以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントはありますか。

○上田アセスメント担当課長 最初の芝浦一丁目のほうですけれども、東京都建設リサイクル推進計画の表現に統一する方向で事業者と調整いたします。用語が幾つかあると分かりづらいたと思いますし、今、先生がおっしゃったように定義が若干違うということであれば、それぞれ量も違ってくると思いますので、検討させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 練馬の廃プラスチックを燃やしたことによる100%という部分ですが、清掃工場は自分のところでごみ等を燃やしまして、それによって発電等を行っているという意識がありまして、多分、このところで廃プラスチック、外の償却施設に出して発電したということでリサイクルしているという考え方をとっているようです。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

○藤倉委員 結構です。

○小島審議会会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○中杉委員 何点かございます。

まず、立飛ホールディングスの関係で評価書（（仮称）立川立飛商業施設計画）が出ている。評価書の中身そのものはいいのですが、229ページのところに施設の供用に伴う廃棄物のリサイクル量というので、リサイクル率が上がっています。これは既存の店舗のものを使ってやりなさいということで、一番上、雑芥のところですが、既存の店舗は0%だから0%

だと、それはそのとおりでいいのですけれども、これをこのまま0%で将来いくのですかというのがちょっと気になるので、事業者のほうにこれは0%ではないのだよねと。将来に精いっぱい努力して欲しいということだけ伝えていただければと思います。

次は、港区芝浦一丁目の計画で、報告書の別紙の3-6のところにあります地下水の水位の話ですが、図3-2というものがあって、地下水がかなり変動しているのですね。この地下水の変動は工事の影響ではないよと言われているのですが、この地下水位をどこで測っているのかがはっきり記載されていないのですけれども、図3-3に山留壁の中と外に何カ所か、No.1～No.4まであって、どこで測っているのかなと。敷地の中と書いてあるのですが、山留壁の中と外だとえらい違いがあるように思う。

もう一つは、別紙3-7の地質図を見てみると、上に難透水層があるわけです。そうすると、一応、ここの今、対象としている第二帯水層というのは、被圧帯水層と、書いてあるとおりでと思うのですが、被圧帯水層でこんなに短期間に水位が大きく変動するというのはちょっと考えにくいのですけれども、逆に言うと、この工事の掘削の深さを見ていくと、ほとんど被圧帯水層、難透水層を削ってしまっているような形になるのです。だから、その辺のところは影響がないのだろうか。図3-2の降水量と地下水位の変動を見ると余り関連が見えないので、上から入っているようには見えないのですが、その辺のところは少しあいまいですので、事務局のほうで事業者の説明を求めていただければと思います。

もう一つは、本日の資料の12ページのところでありますが、水質汚濁のところ、ちょっとよく分からない表現があるのです。「No.2地点の下流側で高い濃度となったのは、支川の水を仮設切回し水路にポンプアップしたことによる土砂の巻き上げや」と、これはあり得るのかなと思いますけれども、湧水の滲水があったということは、かなりあって、その泥を巻き上げたということなのかどうか。この辺のところは実際には影響はないだろうというのは理解しますが、この説明がこれですんなりいけるのだろうかというのはいささか気になった点です。

最後、これは表現だけの話ですが、豊洲の新市場のところの土壌汚染廃棄物で、中身は理解しましたがけれども、「建設汚泥が増加することになるが、全量を汚染土壌処理施設かつ産業廃棄物処理施設へ搬出処分することがある」と書いてあるのですが、「汚染土壌処理施設かつ」というのは、表現としては不要である。廃棄物ですから、あくまでも産業廃棄物処理施設でやればいい話で、「汚染土壌処理施設かつ」という言葉は要らない。むしろ誤解を招く表現なので、そこは外してもらったほうがいいたらと思いますので、事業者のほうに伝

えていただければと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

幾つかいただきましたが、どうぞ。

○上田アセスメント担当課長 まず、立飛のリサイクル率とリサイクル量のところですがけれども、これは単純に既存店舗の実績を引っ張ってきていると思いますが将来的に、ゼロではないと思いますから、その辺は事後調査等でしっかり書くように指導いたします。

○中杉委員 というよりは、ゼロでこれはよろしいけれども、ここでは予測としてはゼロでよろしいと、そういう予測をしないとといったのだけれども、将来もゼロでずっといくというのは余り適切ではないだろうということで、将来は努力してくださいよということを事業者のほうに伝えていただければということです。

○上田アセスメント担当課長 清掃工場で焼却するということなので、とりあえずは。

○中杉委員 焼却工場で焼却することは処分なので、リサイクルというのは、これから雑芥についても、将来、積んでいくとそういうことが起こり得るだろうと。そういう努力はしてくださいということだけ伝えていただきたい。

○上田アセスメント担当課長 はい。

芝浦のNo.3の調査地点ですけれども、これは別紙3-3には、山留壁の外側にNo.3を打ってございますので、井戸の調査地点、地下水の調査地点は外側ということになります。

あと、新滝山街道の下流側で高いところについては、確認しておきます。特に大きな影響はないとここに書かれておりますけれども、それは確認させていただきたいと思います。

地下水位のところですが、それも事業者へ確認しておきます。

○佐藤アセスメント担当課長 市場の17ページの表記のところですが、先生のおっしゃったとおり、産業廃棄物処理施設だけでよろしいのかもしれませんが、一応、市場のほうで評価書の段階から「汚染土壌処理施設かつ産業廃棄物処理施設へ搬出」という形で表現を統一しているということで、今もこの表現を使っています。

○小島審議会会長 最後の件はよろしゅうございますか。

○中杉委員 両方あればそれでいいのですけれども、産業廃棄物処理施設だけで構わないので、これを書いてしまうと建設汚泥を汚染土壌処理施設でやっているという誤解を受けるといけないなと思ったものですから。「かつ」だからちゃんとそうになっているというのは理解できますが。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

以上の話、ちょっと説明をふやすとか、修文をしたほうがいいなという御意見が主だったような気がしますので、その辺を事務局のほうで事業者と意見交換しながらよろしく願いますということでもよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

どうぞ。

○田中（修）委員 新滝山街道の谷地川の水質汚濁の件、先ほどの御質問と同類のものなのですが、これは谷地川支川の水質をチェックしているのですね。谷地川本川が計画道路のすぐ近くを並行して走っているようですが、谷地川には水質調査点はなかったのでしょうか。

○上田アセスメント担当課長 31ページを見ていただきますと、ちょうど支川と谷地川本流と道路の位置があるわけですが、ちょうど支川のように排水するという流れになっておりまして、予測調査の地点としては、本川のほうはこれを見るとやっていないとなってございます。

○田中（修）委員 評価書の中でも予測は本川にはなくて、支川だけだったのですか。

○上田アセスメント担当課長 そうだと思いますが、今、手元に評価書がないので、それは確認しておきます。

○田中（修）委員 分かりました。

○小島審議会会長 それでは、今の確認の後ということでもよろしく願います。

ほかにございますか。

どうぞ。

○羽染委員 今日の資料の7ページの赤羽台団地建替工事業の8ページの建設廃棄物の排出量のところですが、この表を見ますと、全体の予測結果と今回の報告という量があって、その最後に再利用率というものがあるのですが、これは全て100%と書いてあるので、つつい疑ってしまうのですが、確認ですが、再利用率というのは、今回報告の再利用率なのでしょうかというのが1点。

本文を見ると、例えばその他のところのものが本文の60ページあたりに書いてあるのですが、混合廃棄物が例えば再資源化率11%とか、低い数値になっているので、再利用率というのが全体の再利用率にしてもちょっと変だなということで、数値を疑って見てしまったということですが、この辺を確認していただけますでしょうか。

○上田アセスメント担当課長 60ページのほうは今回の調査期間になるのですが、65ページを見ますと、8ページのほうの再利用率100%というものも、今回の調査期間のものではないかなと思うのですが、疑いのあるような書き方になってしまいますので、先生がおっしゃったように疑って見てしまうというところもあるので、その辺はもう少し分かりやすく、注意書きなどをさせていただいて、トータルなのか、それとも今回の調査期間、事後調査のその3の期間だけなのか、その辺はもう少し分かりやすいように書かせるようにいたします。表を分けて書くとか、いろいろやり方はあると思うので。

○羽染委員 そうですね。今回報告でたまたま資源化できるものだったのかという見方もできるのですが、その辺が本文で拾えなかったので、確認をしておいてください。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、確認の上ということでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○小堀委員 赤羽台団地建替事業についてですが、資料の3ページ目の生物・生態系のところですが、植栽のほうはいいと思うのですが、生物の評価が鳥だけがなされていて、団地とプラスその周辺の赤羽台の自然観察公園というものが含まれた鳥類の種数が書いてあるのですが、公園まで含んだ評価というのはいかがなものかなというので、事前も同じような対象をした評価なのか、今回は公園も含んだのか。その辺の評価がどうなっているかというのを教えていただきたい。

もう一点は、今回は結構、屋上の緑化をしています。これは新たにしたのではないかと考えられますが、屋上の緑化で鳥の評価だけをするというのはいかがなものかと思しますので、もうちょっと違う生物の評価で、屋上緑化をしたことによる生き物の豊かさというようなものは、ほかの評価方法はないのかどうかの2点をお伺いしたいと思います。

○上田アセスメント担当課長 今、先生御指摘の自然観察公園を含んでいるということですが、これは事後調査計画書に基づいて事後調査をやっていますので、当初から団地の敷地だけではなくて、公園も含む周辺の範囲を調査対象としているということだと思います。

あと、屋上緑化と鳥の関係ですけれども、これも当初からやはり事後調査計画でこういうような形になっていたのので、今回、事後調査の報告書のその3で挙がってきていると思うので、事後調査報告書をつくるのは、結局、事業に着工する前ですので、何年後の今をそのときに予測するのは難しいと思うのですが、いろいろな事例も積み重なってきていますので、

より生物などがきちんと補足できるように調査するように、今後、事後調査計画をつくるときもその辺は頭に入れておきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

一番最後の件について、ちょっと分からないところがあるのですが、18ページ、都市高速道路中央環状品川線で出水が発生したためというのが、これは掘削完了後に出水が発生したためというのが、これはどういうことなのでしょう。このところの表現だけだと思うのですが、シールドトンネル掘削完了後、換気所工事において出水が発生したとありますね。これは換気所工事と。トンネル掘削完了は関係ないのですね。ちょっと位置づけが分からなかったもので。

○上田アセスメント担当課長 書き方が悪かったかもしれないですが、トンネルの掘削工事は既にシールドが完成してしまっていて、その後、地上につながる斜路というか避難路というか、出口を別につくっているときに出水したということで、トンネル本体の工事と関連があるような書き方になってしまっていますが。

○小島審議会会長 要するにシールドトンネル掘削完了後とやるところが、ちょっとあれっと思うところがあるので。

○上田アセスメント担当課長 その辺は誤解を含むような表現になってしまったかもしれません。

○小島審議会会長 よく見るといいのでしょうかけれどもね。

○上田アセスメント担当課長 そういう意味でございます。

○小島審議会会長 意味がそういうことで、読めないわけではないから。

○上田アセスメント担当課長 シールド本体とは少し異なります。

○小島審議会会長 初めこれでちょっとびくっとするだけという話ですから、よろしいかもしれません。分かりました。

もう一つ、最後の再評価の結果というところで、開通予定時期の変更でありということで、出水が発生したことに対する影響というのは、これはなかったとみてよろしいのですか。出水をとめるための工期が長引いたということですね。グラウト工事をするとかで。

○上田アセスメント担当課長 そうです。その分、工事期間を費やしたということでございますので。

○小島審議会会長 そうすると、出水の影響というのは、最初に比べて、最初はそういう予

測をしていなかったわけですね。

○上田アセスメント担当課長　そうです。

○小島審議会会長　だから、多分、出水量といっても、そんなに大量の出水ではないからということなのか。ちょっとグラウトすればとまるぐらいだったので、ここで改めて影響評価する必要ないということなのか、その辺が事務局と事業者との対話の中で、この辺はどう判断すればよろしいのかよく分からない。

○上田アセスメント担当課長　どの程度が大量と言えるかというところもあるのですけれども、やはり工期を延長せざるを得なかった。要はその止水にある程度時間を要したというところですから。

○小島審議会会長　多分、一言入れればいいのですね。要するにそれによって地下水の変化とか、地下水環境が変わったかということに対してはなかったということを一言書いておいていただければいいのだけれども、これはこういう工事があるって、開通予定時期の工期延長だけですよということで、だから、ここだけ変更届を出しますよという言い方なので、ちょっとどこかに書いておいてもらったほうがいいのかなというのが2番目です。

○上田アセスメント担当課長　分かりました。

○小島審議会会長　どうぞ。

○中杉委員　今の会長の御意見はそのとおりだと思うのです。これは薬液注入を当初余りこのことに関して予定していなかったですね。薬液注入自体はもう行為ですから、当然、大規模になればそれなりの影響があるはずなので、それらも含めて、これは工期が変わっただけだという話は適切ではないのではないかと思います。

○小島審議会会長　どうもありがとうございました。

何かありますか。

○上田アセスメント担当課長　その辺はこの後、完了後の報告書なども上がってきますので、その段階で報告はさせてもらうようにいたします。

○小島審議会会長　よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

輿水さん、どうぞ。

○輿水委員　川口土地区画整理事業であります。方法書が出された段階なので、少し段階も含めてお伺いしたいことがあるのですけれども、A案、B案とあって、B案のほうが自然環境保全という意味で、オオタカも含めて、生態系の保全も含めていいよということの大筋がそう

なっているということで、今日は方法書が出て、諮問を受けたという段階なので、今後、これを検討して、どういう答申を書くかということになるのだろうと思うのですが、そのときにちょっとだけお伺いしたいのは、B案のほうがいいよという言い方が随所に、自然環境保全ゾーンを確保したので、オオタカは守られる、あるいは生態系が保全されるという言い方に全部なっているのですが、土地区画整理事業で自然環境保全ゾーンを確保するという言い方は普通余りないのです。これはあくまでも土地区画整理事業の土地利用の基本方針という段階では、こんなゾーンを確保するのだよという言い方でいいのだろうと思うのですが、これは全く制度的に担保されたものでも何でもないので。土地区画整理事業という事業の中できちっと緑地として担保するのであれば、もっと別な名称がつけられるべきですね。保全緑地であるとか、あるいは八王子市と連携して、保全緑地にするとか、八王子市の何かの計画の中に位置づけるとか、そのような担保性ということでは、非常にまだ弱い言い方になっているので、仮に答申の段階でこれはきちっと制度的に担保された緑地あるいは自然環境の土地として担保されるように明記することという言い方をしているかどうかということで、ちょっと先走った言い方で恐縮なのですが、そういうことの話になりそうなのですが、その辺はどう見通しされているか、お伺いしたいのですが。

○上田アセスメント担当課長 例えば東京都でも条例によって開発規制を行うような、緑地保全地域とか、里山保全地区とかとありますし、それぞれの区市町村がそういう制度を持っているものもござりますが、例えばそういう部分にこれが当たるかどうかという定義、規模とかそういうものがその規格に当たるかどうかというものも1つありますけれども、なかなか条例で規制したり、規則で規制したりするようなところまで、これがいくのかどうなのかというのも今の段階では分かりませんので、八王子市がどういう条例とか、規則を持っているのかというものも調べなければ分かりませんので、それは事業者のほうに一旦、投げまして、やはり緑地は将来的にも確実に残すべきだという御意見が先生方からもあったということで、それはそういう制度が適用できないかどうかなのかも含めて確認はさせていただきます。

○興水委員 その方向をぜひお願いしたいのですが、要するにアセスの審議会での答申の内容として、何とかの条例に基づく緑地として担保するよう、きちっとやることという言い方ができるかどうかということなのです。そのことをお伺いしたかったのです。

○上田アセスメント担当課長 答申、知事意見で書いてしまうと、実行性を伴うものになってしまうので、できるかできないかも含めて、分からないものを書いてしまうと、済みませんとお手上げになってしまうので、それもまた困りますから、その辺は事業者と十

分調整し、検討させていただきたいと思います。

○奥水委員 分かりました。

○小島審議会会長 どうも御指摘ありがとうございました。

では、その辺を事業者との打ち合わせをよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○木村委員 非常に細かいことなのですけれども、立飛の評価書で交通量を書いていたのは非常にいいと思います。30ページを見ますと、そこで小型車が北のほうに行くときに、合流しても台数が変わらないのです。前後関係から見ると、これは休日の半分を平日としたとすると、小型車の赤いもので書いてある少し下のところにある合流する前の台数は多分これの半分ではないかと思います。多分、単なる記載ミスだとは思いますが、御確認ください。

○上田アセスメント担当課長 そうですね。これはちょうど2,138台が来て、さらにその先も2,138台になっているので、43号線の芋窪街道ではないほう、こちら側から来るほうからも合流しますので、それは計算的におかしいなと思いますので。

○木村委員 半分とどこかに書いてありましたので、多分、それを2で割ればいいのだと思います。細かい話で済みません。

○上田アセスメント担当課長 そうだと思います。ありがとうございました。

○小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。よろしく願いします。

ほかにございますか。

それでは、特に御発言がそのほかにないので、受理関係はこれで終わりたいと思います。

そのほか、全体を通じまして何かありますか。

○平手委員 これはやっていないですよ。（「町田市資源循環型施設整備事業」環境影響評価調査計画書を指しながら）

○上田アセスメント担当課長 町田は来月にまとめて。今、ちょうど文書諮問でご意見を伺っていたので、来月にまとめてやらせていただこうと思ったのです。

○平手委員 ちゃんと理由があるのだったら。

○上田アセスメント担当課長 済みません。

○小島審議会会長 どうされますか。

○上田アセスメント担当課長 来月一緒にさせていただきます。今、各先生から意見を出してもらっているので、来月答申の際に、それと一緒にやらさせていただきます。

○小島審議会会長 そうですか。そうすると、議事内容はどこかを変える必要があるのか。4ページ、受理報告のリストに入っているものを、受理はしたけれども、受理内容、受理報告とあるから、要するにきょう受理しましたということだけで、あと、中身の概要といったところはの次にしますということですね。

○上田アセスメント担当課長 来月にさせていただきます。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

では、そのようによろしく願いいたします。

ほかに今のような全体を含めまして何かありましたら。

よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、まず、傍聴人の方、これで退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時41分閉会)